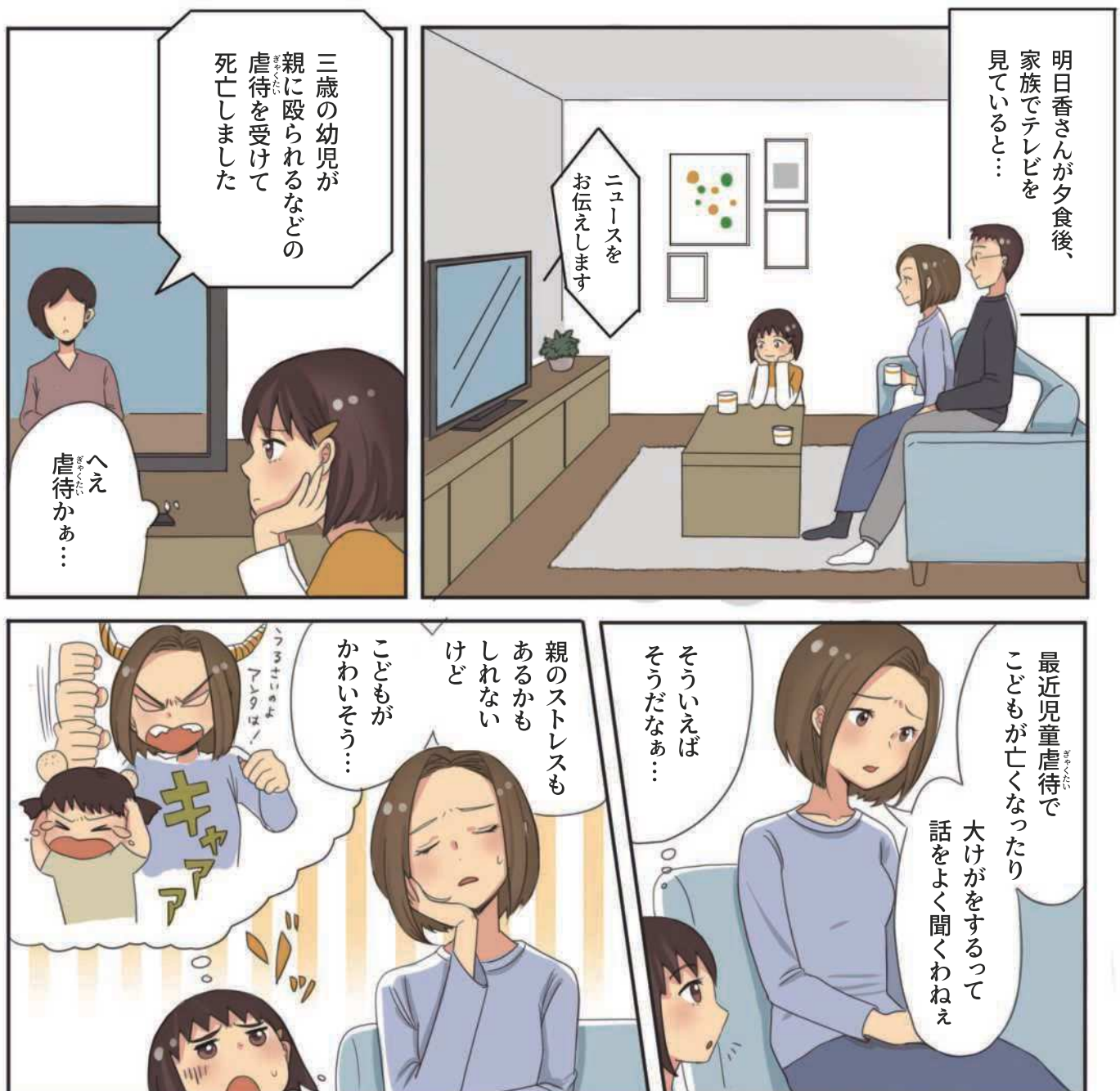


「こどもの権利」とは 何でしょうか？

世界中のこどもの幸せのために、国連総会(平成元(1989)年11月)で、「児童の権利に関する条約」(以下「こどもの権利条約」とする。)が採択されました。内容は54条からできていますが、ここでその一部を紹介します。





こどもの権利条約(ポイント)

- 国や大人は、こどもの成長のために、何かもっとも大切かを考えましょう。両親にはこどもを守り、指導する責任があります。
- こどもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、こどもも、他のみんなのことをよく考え、ルールを守っていくことが必要です。
- こどもは暴力や虐待(むごい扱い)といった、不当な扱いから守られるべきです。



児童虐待には、どのようなものがあるのでしょうか?



児童虐待は主に
4つに分類されます。
(保護者以外の同居人による
行為も含まれます)

- 1 身体的虐待…なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、首をしめる、縄などを使って拘束する など
- 2 ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 3 心理的虐待…言葉によるおどし、無視、きつだいと差別的な扱いをする、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待をおこなう など
- 4 性的虐待…こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

- こどもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められています。
- こどもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したとみなされることがあつてはなりません。